

あきる野市議会基本条例報告会質疑応答

	質問	回答
1	<p>政務活動費が正しく使われていない場合や、議員活動が疑わしい場合などの罰則規定のようなものはないのか。</p>	<p>政務活動費については、マニュアルにそって正しく執行されているかどうか、事務局でチェックしているので、不正な使用はないと理解しています。議員はそもそも誤解を招くようなことがあってはならないが、もしそういうことがあった場合の罰則規定については、議論はしたが条例の中には盛り込まなかった。仮にそのような事例があった場合は、自治法上付与されている100条調査権(懲罰)で対応することは可能です。議員が議員を裁くのは難しいし、疑惑が事実かどうかの確認も難しい。特殊なケースがあった場合はその都度対応させていただきたい。</p>
2	<p>前文や第1条の条文の中には「市民福祉の向上…」とあるが、具体的な中身がない。どういことを目標に目指しているかわかるの条文はあるか？</p>	<p>市民福祉が向上したと感ずるのはどんな場面か。例えば「がん検診が充実した。」「子育ての支援が増えた。」など、いろいろな局面があり、それを「市民福祉の向上」と一つでくくっています。具体的に進めていくのは委員会であり、所管事務調査でテーマ設定をし、研究を重ねて次なる成果物を出す。具体的に示す場面があるとすればそういう場面なのでぜひ見ていただければありがたいです。</p>
3	<p>請願や陳情をどうやって出しているかわからない。議会事務局に市民が直接要求や苦情を訴えていい場所なのか。議会事務局に目安箱のようなものを設置できないか。</p>	<p>議会事務局は議員の秘書的な役割を担っています。請願や陳情の出し方など、何かあったらまず事務局へ相談して欲しい。陳情等の出し方については、議会だより「ギカイの時間」にも記載があるので、読んでいただきたい。目安箱については、今後、議会運営委員会の方で調査研究したいと思ます。</p>
4	<p>臨時会や報告会などの周知にサンちゃんメールを活用したらどうか。常任委員会、決算・予算特別委員会の会議録(冊子)も作成して欲しい。政務活動費マニュアルは市民も閲覧することができるのか。</p>	<p>サンちゃんメールと会議録(冊子)の件については、今後、議会運営委員会等で調査研究したいと思ます。政務活動費マニュアルは公開しており、議会事務局で閲覧できます。</p>
5	<p>与党、野党というのは、議会規則や法律などで定めがあるのか。</p>	<p>与党、野党の法的定めはありません。</p>
6	<p>公聴会制度や参考人制度について、今まで実際に開かれたことがあるのか。</p>	<p>陳情者を参考人として呼びたいとなれば、常任委員会の協議会で協議した上で呼ぶこととなり、過去何回もあります。</p>
7	<p>第6条3項で「市民との意見交換の場を設けることができる」と「できる」規定となっているが、この条文を活用していく気持ちがあるのか。例えばどのような案件を想定しているのか。</p>	<p>「できる」規定については、どのような表現がいいか私たちも議論しました。全会一致でいきたいという思いがあり、年何回という具体的な表現には至らなかったというのが正直なところ。「できる」規定ではあるが、条文に入れることができ、今日も報告会を開催することができたということを受け止めて欲しい。今後他市のようにこのような機会を持てれば、更に踏み込んで改正するという機運になるかもしれません。まさに私たちと皆さんのキャッチボールの仕方次第だと思います。どういったことを想定しているのかについては、今回は基本条例の報告会でしたが、課題やホットなトピックスなどいろいろなテーマ設定があるかもしれません。</p>

8	基本条例制定後、今までと比べて議員活動の時間がどれくらい増えると考えるか。	時間を具体的にというのは、議員のバランスもあり、難しい質問です。議長である私自身のことをいうと、対前年比で5割程度増えるのではないかと思います。やはり議員そのものの自覚でどれだけ変わるかということではないでしょうか。 議会報告会についても、広報広聴委員会に諮問し、調査研究してもらうつもりです。また、来年の産業祭では、あきる野市議会のブースを作り、議会基本条例の説明や全議員が所属している「がん撲滅議員連盟」でがん検診受診向上のためのチラシ配布など、議会としてできることをどんどん行っていきたい。そのことが、一つの議会の活性化であり、市民との距離を縮めることになるのではないかと考えています。
9	議会運営委員会の構成に外部の専門的知識のある人を入れたらどうか。やはり公平に議会運営を管理・監督・評価するのであれば、もう少し工夫を持ったほうがいい。	そのようなデータは持っていないので、調べてみたいと思います。議会によっては、委員会のメンバーではないが、有識者の方と組んで何かあれば相談するというスタイルをとっているところもあるので、参考にしていきたい。
10	議会規則等と基本条例との関わりは？食い違うようなことがあれば、どうやって運用するのか、また誰が変えていくのか？	規則等との関係については、事前に法規係と何度も調整しました。指摘があったものに関しては、何度も見直したり、自分たちの思いを通した例もありました。不具合や整合性が合っていないということはないと思いますが、見落としがあったり、やっていく中でずれているなどというところがあった場合には、基本条例の方を上位においてそれに合わせていくという形になっています。
11	制定する前に市民の意見をどれくらい聞いたか。パブリックコメントには何人の意見が寄せられて、その意見によって修正があったか。	市民の意見は、パブリックコメントが全てです。市民の声を聞く機会をどう作るか、そもそも規定がありませんでした。条例はこれで完成というわけではなく、これから市民の皆さんの声を活かしながらかえていくことも十分考えていきます。 パブリックコメントの件数は3件で、それを受けて見直した部分は、前文の五日市憲法草案のところの表現です。
12	第15条について、行政が政策を行っていくとき、議会が積極的に行政側に自分たちの考えを伝えていくと受け取っていいか。	そのとおりで、今まで以上に、作っている過程でもっと踏み込んで意見を言えるようなシステムにしたいということです。自治法の改正で、基本計画等は自治法上の議決事件から外れましたが、あきる野市では、このように基本的に大事なことは議会できちんと議決しなくてはいけないという点から、あえて議決事件に指定しました。つまり、重要な案件については策定の段階から議会も意見を言っていくということで、ご理解いただきたい。
13	第11条の文書質問について、議員一人ひとりが行うのか、議会が行うのか。	議員は全員、年4回の定例会の一般質問で市長に質問をする権利を有しています。議会全体として質問をするような大きな事件があったときに、明確な回答を求めることを想定してこのような文言を入れました。
14	制定までに議員の中でいろいろな意見があったと伺ったが、そのことについてもう少し詳しく聞きたい。	議会基本条例そのものに対する理解度や個々の思いがそれぞれ違ったということです。しかし制定された今になっては重要なことではないと思っています。
15	今後の広報活動について	ウェブサイトを充実させて、これからしっかりと発信していきたいと考えています。議会だよりもわかりやすい内容で皆さんに読んでいただけるよう工夫しながら作っていますが、政務活動費の内訳や、賛否の表等も載せていけるよう前進させていきたい。報告会については、議長からも第2弾、第3弾とテーマを変えて広報広聴委員会に諮問していくと聞いています。今後も皆さんと一緒にこういった場を作っていきたいと考えています。
16	議員間の自由討議をどう確保するか。(アンケートでの質問)	2月9日の議員全員協議会で、議員定数についての自由討議を実施します。傍聴可能ですのでご都合つきましたらお越しください。今後、各委員会など自由討議の機会を広げてまいります。